

議案第 37 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中	固定資産評価	委員長	日額	6,900円	
	審査委員会	委員	日額	5,900円	
	子どもの権利擁護委員		月額	204,000円	2,0

00円	を	固定資産評価	委員長	日額	6,900円	
		審査委員会	委員	日額	5,900円	
		子どもの権利擁護委員		日額	20,400円	


に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表子どもの権利擁護委員の項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。